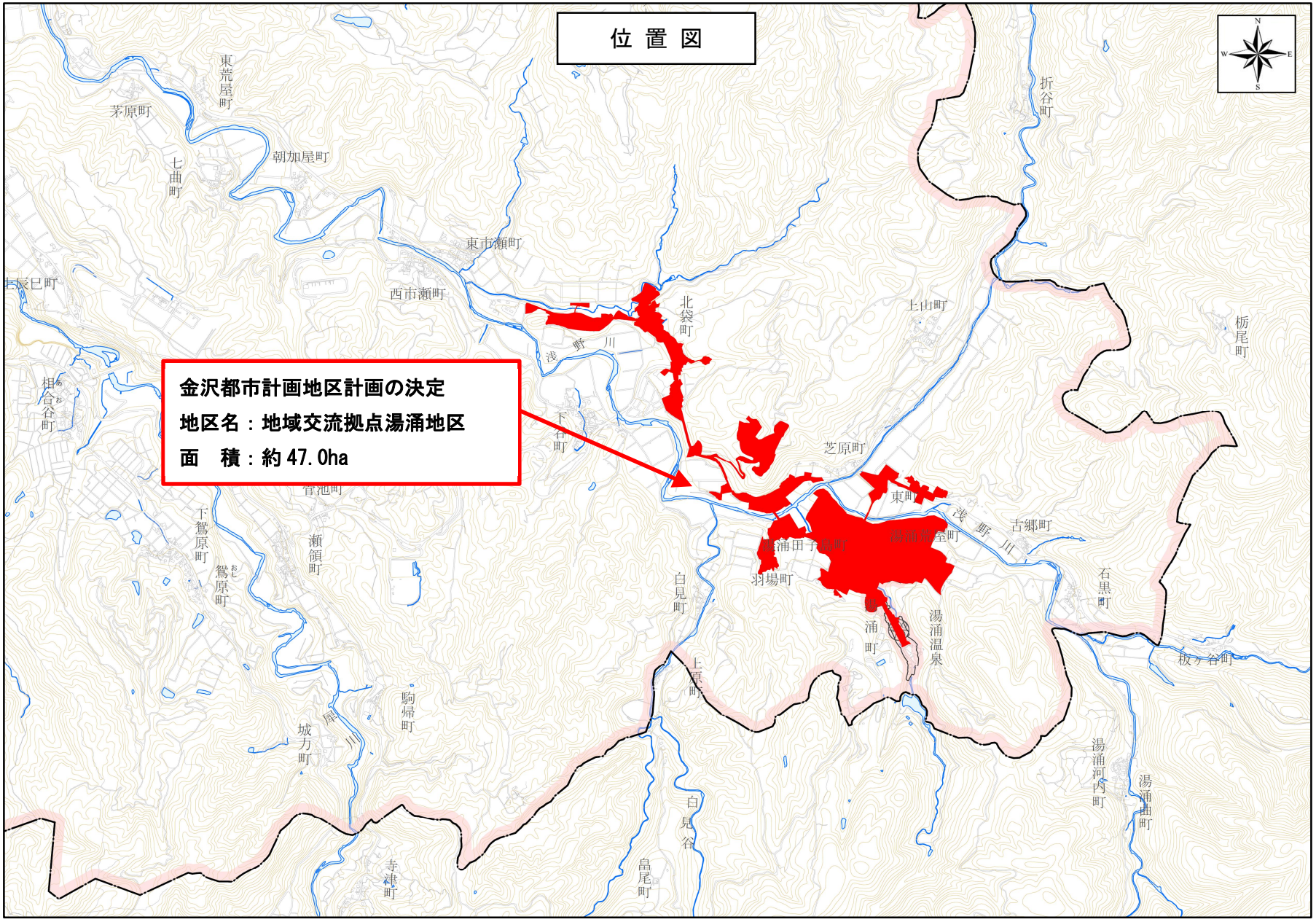
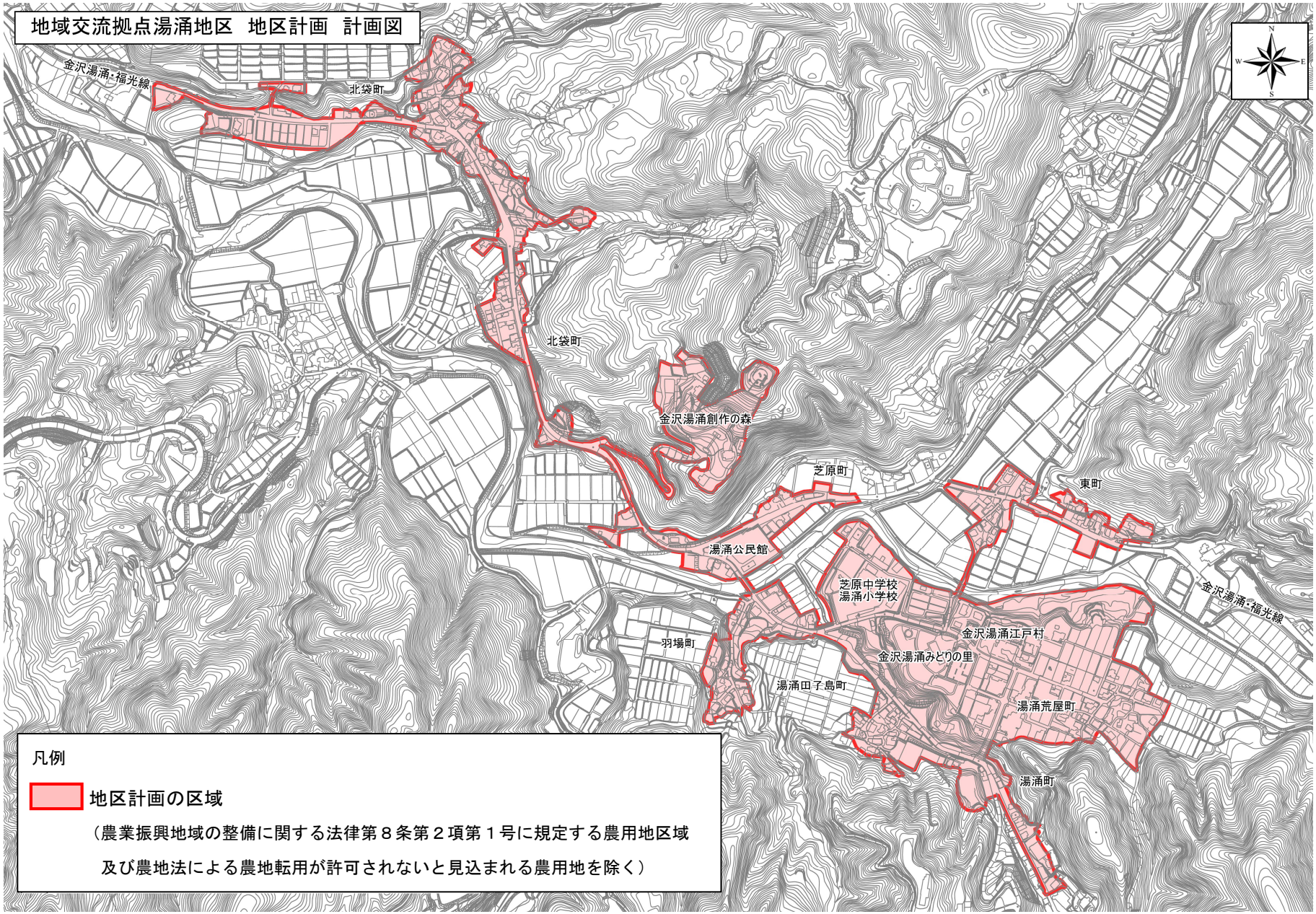
議案第４４２号

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）



議案第４４２号

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）



議案第４４２号

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

金沢都市計画地域交流拠点湯涌地区地区計画を次のように決定する。

名　　称		地域交流拠点湯涌地区　地区計画
位　　置		金沢市北袋町、芝原町、羽場町、東町、湯涌町、湯涌荒屋町及び湯涌田子島町の各一部
面　　積		約 47.0ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、金沢市南東部の奥山から市街地へとつながる中山間地に位置し、1300 年以上の歴史を持つ湯涌温泉などの地域資源や医王山に連なる山並みに囲まれた自然環境に恵まれた地域である。また、小中学校のほか金沢湯涌みどりの里や金沢湯涌江戸村など公共施設も多数有している。 一方で、近年の人口減少、農林業の衰退、空き家の増加などが危惧されており、地域活力の維持や集落の再生を図ることが課題となっている。 本地区計画では、市街化調整区域の性格を踏まえ無秩序な市街化を抑制しながらも、地域資源や既存施設の利活用、移住者の受け入れや関係人口の増加を図るなど、良好な環境の形成と地域活力の維持に寄与する土地利用を計画的に誘導することで、周辺集落を含む地域コミュニティの核となる「地域交流拠点地区」を形成し、住みやすく活力あるまちづくりを推進することを目標とする。
	土地利用の方針	市街化調整区域の「地域交流拠点地区」に必要な機能として、居住機能、日常生活に必要な機能、交流を促進する機能、地域特性を活かす機能の誘導により、周辺と調和した良好な環境の形成を図る土地利用を促進する。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な環境の形成及び地域活力の維持が図られるよう、建築物等の用途の制限を行う。

議案第４４２号

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等以外の建築物等は、建築又は建設してはならない。 (1) 建築基準法別表第２(は)項第１号から第４号まで、第６号及び第７号に掲げる建築物 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第 130 条の５の３に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡以内のもの (3) 工場で床面積の合計が 300 ㎡以内のもの (4) ホテル又は旅館（温泉（温泉法第２条第１項に規定する温泉をいう。）を公共の浴用に供する施設以外のホテル又は旅館については、床面積の合計が 300 ㎡以内のものに限る。） (5) 畜舎 (6) 倉庫（倉庫業を営む倉庫を除く。）で床面積の合計が 300 ㎡以内のもの (7) 展示場で床面積の合計が 300 ㎡以内のもの (8) 事務所で床面積の合計が 300 ㎡以内のもの (9) 集会所で床面積の合計が 300 ㎡以内のもの (10) 都市計画法第 29 条第１項第２号及び第３号に掲げる建築物 (11) 都市計画法第 34 条第１号、第４号及び第７号に掲げる建築物又は第１種特定工作物 (12) 動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条第１項に規定する第１種動物取扱業（保管のみを業として行うものに限る。）の用途に供する建築物で床面積の合計が 300 ㎡以内のもの (13) 前各号に掲げる建築物又は第１種特定工作物に附属する建築物

「区域は計画図表示（ただし、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域及び農地法による農地転用が許可されないと見込まれる農用地を除く）のとおり」

理　由

本地区では、近年の人口減少や地域コミュニティの担い手不足などを背景に、空き家や耕作放棄地が増加するなど、適正かつ合理的な土地利用がなされず、不良な集落環境が形成されるおそれがあり、既存集落とその周辺、沿道地域において良好な環境の確保が望まれている。

このことから、本市の都市計画マスタープランに基づき、当該地域における「地域交流拠点地区」を形成し、適正な土地利用を図るため、無秩序な開発を防止するとともに、住宅や居住者のための利便施設、地区内外との交流の促進や地域特性を活かす施設など、良好な環境と地域活力の維持に寄与する適正規模の建築物を計画的に誘導するよう地区計画を決定する。